

子ども・子育て支援事業計画中間評価について

現行の「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の令和5年度及び6年度の計画値について、令和2・3年度の実績値及び令和4年度の見込み値等をもとに評価を行い、計画値と実績値等が10%以上の乖離のある数値について見直値を設定いたしました。計画値を見直した項目については見直値を赤字で記載しています。

また、中間評価と併せて、子どもの貧困対策を検討するため実施したアンケート調査をもとに、子どもの貧困についての計画値等を設定しました。「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」第4章 事業計画の第6項目に、「**6 経済的困難を抱える家庭等への支援**」（69p）を記載します。

（第2期新富町子ども・子育て支援事業計画51p）

2 教育・保育提供体制の確保

（1）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基本としつつ「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込量を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園） ＜ひとり親、共働きであるが、幼稚園を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所（園）） ＜ひとり親、共働き家庭＞	3～5歳
3号認定③（認定こども園及び保育所（園）＋地域型保育事業） ＜ひとり親、共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

令和5年度見直値

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） ＋地域型保育	—	—	—	183人	84人
	認定こども園及び幼稚園	76人	—	—	—	—
	幼稚園	—	3人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	286人	—	—
	合計①	76人	3人	286人	183人	84人
確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	特定教育・保育施設※ ¹	100人	310人		200人	100人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	100人	310人		200人	100人
	②－①＝	24人	21人		17人	16人

令和6年度見直値

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） ＋地域型保育	—	—	—	197人	84人
	認定こども園及び幼稚園	62人	—	—	—	—
	幼稚園	—	2人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	273人	—	—
	合計①	62人	2人	273人	197人	84人
確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	特定教育・保育施設※ ¹	100人	310人		200人	100人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	100人	310人		200人	100人
	②－①＝	38人	35人		3人	16人

(第2期新富町子ども・子育て支援事業計画56p～)

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基本としつつ「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込量を設定しました。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や情報の提供等を行います。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	229人	139人	137人	135人	134人
②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
現在実施している3か所（八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ）で実施します。利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境を構築します。					

②ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

※現在は実施していない事業ですが、今後必要性がある事業として検討していきます。

対象年齢

0歳児～5歳児（未就学児）、1年生～6年生（就学児）

単位

人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策・見直値

未就学児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	10人	10人	10人	30人	30人
②確保方策	10人	10人	10人	30人	30人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人
就学児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	10人	10人	10人	3人	3人
②確保方策	10人	10人	10人	3人	3人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象年齢 3歳児～5歳児

単位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策・見直値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	100人	100人	100人	3,883人	3,720人
②確保方策	100人	100人	100人	4,000人	4,000人
②－①＝	0人	0人	0人	117人	280人

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象年齢 3歳児～5歳児

単位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策・見直値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	100人	100人	100人	0人	0人
②確保方策	100人	100人	100人	0人	0人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において、保育することが一時的に困難になった子どもを保護者の代わりに保育所（園）等で保育を行います。

対象年齢 0歳児～5歳児

単位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策・見直値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	500 人	409 人	330 人	387 人	387 人
②確保方策	500 人	409 人	330 人	400 人	400 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	13 人	13 人

④延長保育

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所（園）等で保育を行います。

対象年齢 0歳児～5歳児

単位 人（利用者数）

需要量と確保の方策・見直値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	315 人	258 人	208 人	288 人	288 人
②確保方策	315 人	258 人	208 人	300 人	300 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	12 人	12 人

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもの保育を一時的に保育所（園）等で行います。

※現在は、病後児保育事業のみの実施ですが、今後は病児を含め検討していきます。

対象年齢 0歳児～5歳児

単位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	329 人	269 人	218 人	167 人	121 人
②確保方策	329 人	269 人	218 人	167 人	121 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

現在、事業を実施している保育園（のぞみ保育園、ひとつせ保育園）にて対応していきます。利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の健全な育成を行います。

対象年齢 小学校1年生～6年生

単位 人(利用者数)

需要量と確保の方策

低学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1年生	150人	140人	130人	130人	120人
	2年生	100人	90人	80人	80人	70人
	3年生	80人	70人	70人	70人	60人
②確保方策		330人	300人	280人	280人	250人
②－①＝		0人	0人	0人	0人	0人
高学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	4年生	22人	20人	18人	21人	18人
	5年生	12人	10人	0人	0人	0人
	6年生	4人	4人	4人	3人	3人
②確保方策		38人	34人	22人	24人	21人
②－①＝		0人	0人	0人	0人	0人

学校外における子どもの受入れについては、子どもの安全を確保した上で、低学年の受入れを優先的に、既存の施設で高学年まで受入れが可能な場合は、高学年の受入れに向け、支援員の確保に努めます。

⑦妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者 妊婦

単位 人（年間受診者数）

需要量と確保の方策・見直値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	120 人	120 人	120 人	175 人	170 人
②確保方策	120 人	120 人	120 人	175 人	170 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢 0歳児

単位 人（年間訪問乳児数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	105 人	97 人	88 人	79 人	71 人
②確保方策	105 人	97 人	88 人	79 人	71 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

母子保健担当課において、保健師等による家庭訪問を行い、子育て支援に関する個別相談や情報提供、養育環境の把握に努めます。

⑨養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭に適切な支援を実施します。

単位 人(支援対象人数)

需要量と確保の方策・見直値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	38人	35人	32人	95人	92人
②確保方策	38人	35人	32人	95人	92人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

※現在は未実施の事業ですが、今後必要性のある事業として検討していきます。

対象年齢 0歳児～5歳児、小・中学生

単位 人(年間延べ利用人数)

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、養育が必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑪利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策・見直値

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込量（箇所）	1	1	1	1	1
② 確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

子ども・子育て支援制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設の設置や小規模保育等の運営を促進します。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。
育児休業等制度の周知	企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

6 経済的困難を抱える家庭等への支援(新規)

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村において子どもの貧困対策計画策定が努力義務となりました。

新富町では、子どもたちが生まれ育った環境によって将来が左右されることがないように、また、子どもたちとその保護者が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを目指し、第2期子ども子育て支援事業計画の見直しの時期に併せ、子どもの貧困対策を推進する政策について各事業とともに総合的に推進してまいります。

【施策の方向性】

- ・生活困窮の状態にある子育て家庭、または子どもを養育するにあたり生活の安定と自立の援助（就労支援等）が必要な家庭に対し、具体的な支援を行います。
- ・子どもの貧困対策に係る効果的な支援策について、福祉課を中心に関係機関と連携をとりながら、検討・実施します。

【評価指数】

No	項 目	現状	目標値
1	経済的な理由で文具等が買えなかった	18%	減少
2	ダブルワークの状況	5%	減少
3	「新富町子ども家庭総合支援センターパブリカ」の認知度（子育ての悩みや、経済的不安を相談できる機関の周知）	32%	50%
4	「新富町保育士等人財バンク」認知度	16%	20%

【今後の課題】

アンケート結果より、「ご自身やお子さんのことでの悩み事」の問いに対して、「教育費」が「仕事」の悩みとともに同率 1 位でした。また、「家計において負担の多い経費はなにか」という問いに対しては「教育費」が 2 位という結果であり、保護者の子どもたちへの教育に関する興味・関心が高いとともに、負担に感じている状況も伺える結果となっています。また、「経済的困難により学用品が買えなかった」と考える世帯については教育に費用をかけたくてもかけられない保護者の存在も見られます。このことから、今後は生活の安定に対する支援とともに、学習支援や放課後の居場所などの環境づくり等についても視野に入れた支援および政策を検討する必要があります。

そのため、第 3 期子ども子育て支援事業計画策定時には、さらに詳しい学習支援・生活支援等の調査・研究を行い、施策の検討をしていきます。

【関連事業】

生活保護（福祉課 社会福祉係）

生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立を促す支援を実施。

ひとり親家庭医療費助成（福祉課 子育て支援係）

児童扶養手当対象者に対し、医療費の全額助成を実施。

保育料無償化（福祉課 児童福祉係）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育園等を利用する全ての子どもたちの利用料の無償化を実施。（R5.4～実施予定）

子どもの医療費助成（福祉課 児童福祉係）

生活困窮世帯を含む、子育て世帯全体に対し、経済的負担を軽減するため、また子供の疾病の早期発見・早期治療、および健康増進を図るため、乳幼児から高校生までの医療費の全額助成（R5.1～実施）を実施。

放課後児童クラブ利用者要保護・準要保護児童利用料助成事業（福祉課 子育て支援係）

放課後児童クラブ利用者のうち、経済的理由により就学援助を受けている要保護・準要保護世帯や、児童扶養手当支給世帯に対し、経済的な負担の軽減として、対象児童 1 名につき月額 2,000 円の助成を実施。

学用品リユース事業（福祉課 「新富町子ども家庭総合支援センターパブリカ」）

要保護・準要保護世帯や、児童扶養手当支給世帯に対し、卒業や成長によって着られなくなった制服や学用品等を無料で譲渡する事業を実施。

学校給食の無償化（教育総務課）

子育て世帯の負担の軽減を目的として、学校給食の無償化を実施。（R2.4～実施）

就学援助（教育総務課）

小学校及び中学校に通う子どもを養育している、経済的に困窮する世帯（生活保護世帯またはそれに準ずる世帯）に対し、学用品費等の一部助成を実施。

障害福祉サービス等利用者負担額助成（福祉課 社会福祉係）

障がい者および障がい児の保護者に対し、福祉サービス等を利用する際に、利用者負担額の上限額 1/2 について助成を実施。

多子世帯保育料等助成（福祉課 児童福祉係）

大学・専門学校、高等学校、小中学校、保育園及び幼稚園に在学する4人以上の子供の養育している保護者に対し、4人目以降の保育料・副食費及び入学料の全額助成を実施。（R5. 4～全世帯への保育料無償化に伴い一部世帯を除き終了）

新富町保育士等人財バンク事業（福祉課 子育て支援係）

町内の保育園・幼稚園等での就労を希望する方を対象に、新富町保育士等人財バンクに登録していただき、施設からの要望に応じて登録者の情報を提供し、就労を希望する方が円滑に就労できるシステムを実施。

相談事業（福祉課 「新富町子ども家庭総合支援センターパブリカ」）

経済的不安を抱える子育て世帯に対し、関係機関と連携・調整し適切な支援へと導く相談事業を実施。